

八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所に勤務するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額に関する規則

〔 令和 3 年 3 月 3 1 日
規 則 第 6 号 〕

改正 令和 5 年 5 月 2 6 日規則第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号）第 2 条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第 5 5 号）第 3 2 条に基づき、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所（以下「診療所」という。に勤務するパートタイム会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬の額について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 診療所に勤務する職員 1 人に対し支給することができる 1 時間当たりの報酬は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師 3, 0 0 0 円
- (2) 准看護師 2, 9 0 0 円
- (3) 薬剤師 2, 9 0 0 円
- (4) 事務員 1, 9 2 0 円

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 1 3 号）

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。